

静岡市保育計画

平成25年3月

静岡市 子ども青少年部 保育課

目次

| | |
|---------------------|----|
| 1 計画の策定にあたって | 2 |
| (1) 計画策定の趣旨 | |
| (2) 計画の位置づけ | |
| (3) 計画の期間 | |
| 2 保育需要の動向 | 3 |
| (1) 人口と就学前児童数の状況 | |
| (2) 保育所の入所状況 | |
| (3) 待機児童の状況 | |
| 3 これまでの取組みと課題 | 6 |
| 4 待機児童解消に向けた計画 | 7 |
| (1) 認可保育所の定員増 | |
| ①増改築に伴う定員増 | |
| ②新園、分園整備に伴う定員増 | |
| ③大規模修繕に伴う定員増 | |
| (2) 待機児童園の整備に伴う受入増 | |
| (3) 認証保育所事業の実施 | |
| (4) グループ型小規模保育事業の実施 | |
| (5) 小規模修繕に伴う受入増 | |
| 別紙資料 関係法令 | 10 |

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

児童福祉法第56条の8及び児童福祉法施行規則第40条に基づき、4月1日現在、待機児童が50人以上いる市町村は、増大する保育需要に対応するため、保育計画を策定することとされています。

静岡市では、平成24年4月1日の待機児童数が155名となり、この保育計画の策定義務が生じたため、待機児童を解消するため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成22～26年の静岡市の目指すまちの姿を示した「第2次総合計画」、田辺市長のマニフェストに基づき平成23年に策定した「静岡市まちみがき戦略推進プラン」及び「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」との必要な整合を図りながら策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成26年度までの2年間とします。

(参考)

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------|-----------|
| 第2次総合計画 | 平成22年～26年 |
| まちみがき戦略推進プラン | 平成23年～26年 |
| しずおか☆未来をひらく子どもプラン | 平成22年～26年 |

2 保育需要の動向

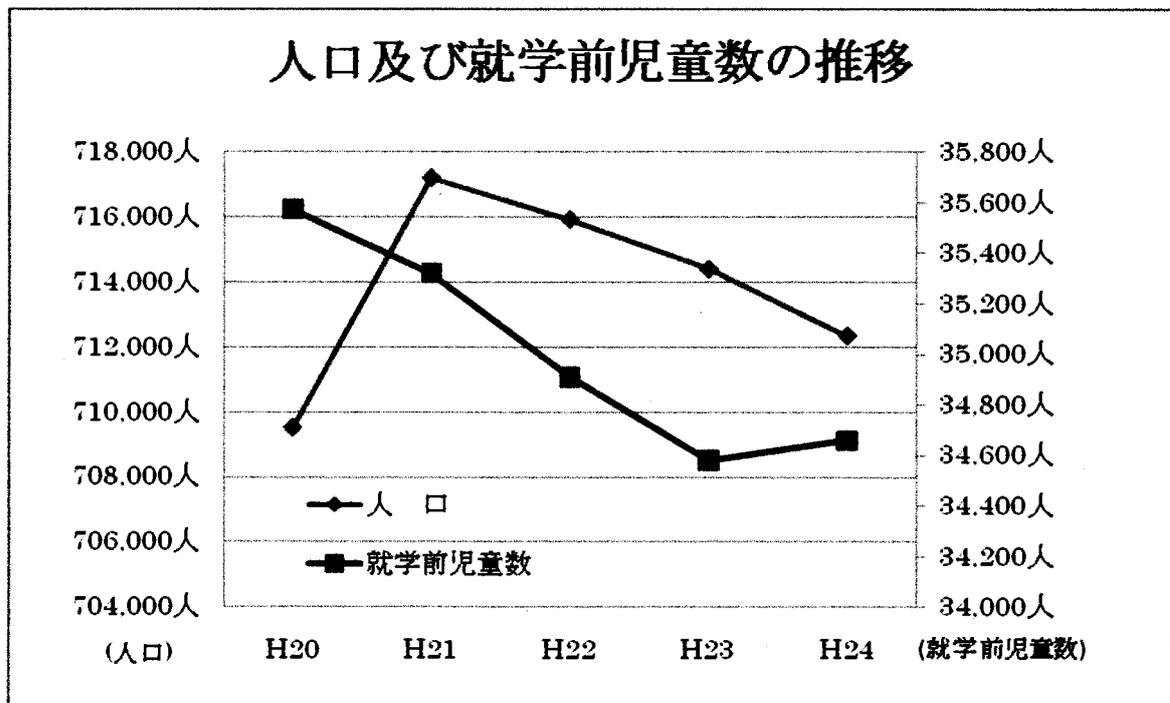
(1) 人口と就学前児童数の状況

人口については、旧由比町との合併（平成20年11月）により一時増加しましたが、年々減少傾向にあります。

就学前児童数については、平成23年度まで減少傾向にありましたが、平成24年度に増加に転じました。

【表1】人口及び就学前児童数の推移 (各年度4月1日現在)

| 年 度 | 人 口 | 就学前児童数 |
|--------|----------|---------|
| 平成20年度 | 709,510人 | 35,574人 |
| 平成21年度 | 717,207人 | 35,321人 |
| 平成22年度 | 715,927人 | 34,908人 |
| 平成23年度 | 714,399人 | 34,579人 |
| 平成24年度 | 712,340人 | 34,659人 |



※H20の数値は、合併前の由比町分を含まない。

(2) 保育所の入所状況

全体の入所児童数については、年々増加傾向にあります。

0～2歳児の入所児童数については、平成20年度から平成24年度にかけて488人増加しています。

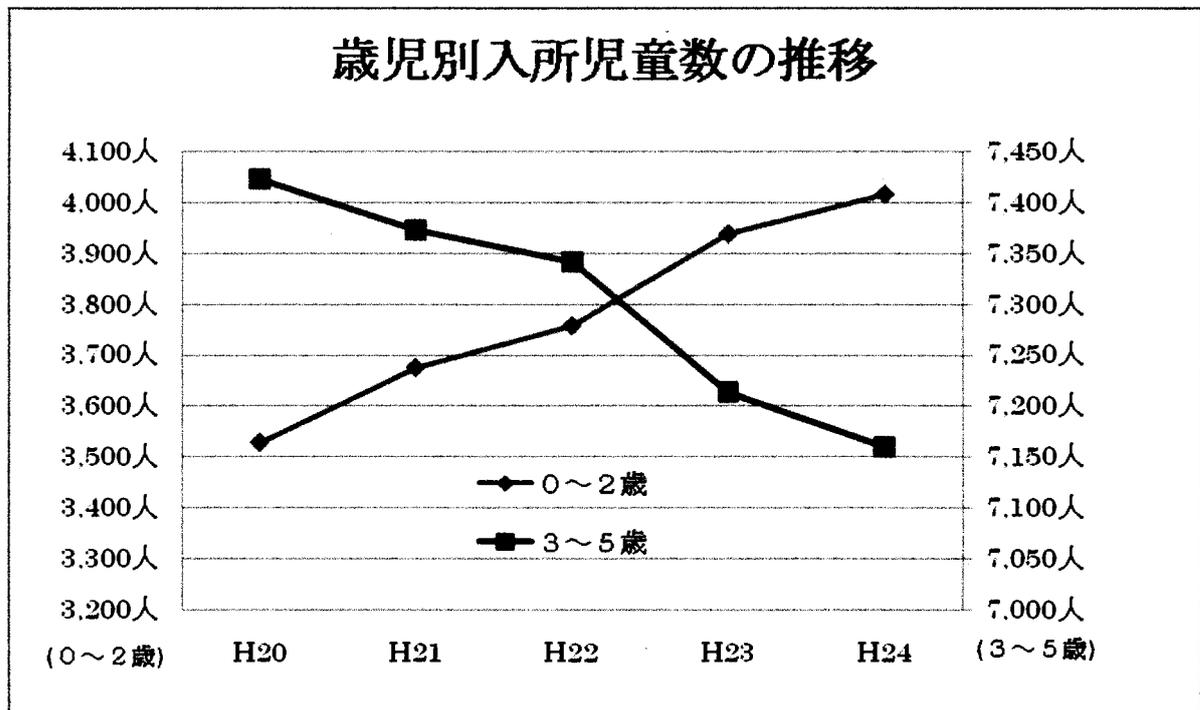
一方、3～5歳児の入所児童数については、平成20年度から平成24年度にかけて263人減少しています。

保育所入所児童数が増加傾向にあるのは、女性の社会進出の増加、近年の経済状況の悪化によるものと推測され、今後も増加傾向で推移するものと予測しています。

【表2】 保育所入所児童数の推移

(各年度4月1日現在)

| | 0～2歳(人) | | | | 3～5歳(人) | | | | 合計 (人) |
|--------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-----------|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 小計 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 小計 | |
| 平成20年度 | 433 | 1,344 | 1,751 | 3,528 | 2,407 | 2,479 | 2,537 | 7,423 | 10,951 |
| 平成21年度 | 419 | 1,438 | 1,818 | 3,675 | 2,309 | 2,512 | 2,552 | 7,373 | 11,048 |
| 平成22年度 | 473 | 1,428 | 1,856 | 3,757 | 2,395 | 2,390 | 2,557 | 7,342 | 11,099 |
| 平成23年度 | 552 | 1,525 | 1,861 | 3,938 | 2,370 | 2,444 | 2,400 | 7,214 | 11,152 |
| 平成24年度 | 543 | 1,582 | 1,891 | 4,016 | 2,297 | 2,410 | 2,453 | 7,160 | 11,176 |



※H20の数値は、合併前の由比町分を含まない。

(3) 待機児童の状況

待機児童の数は、平成23年度まで毎年20人～40人前後で推移してきましたが、平成24年度には155人と大幅に増加しました。特に、低年齢児（0歳児～2歳児）の待機児童が多くなっています。

この原因としては、前述したとおり、女性の社会進出の増加、近年の経済状況の悪化によるものと推測されます。

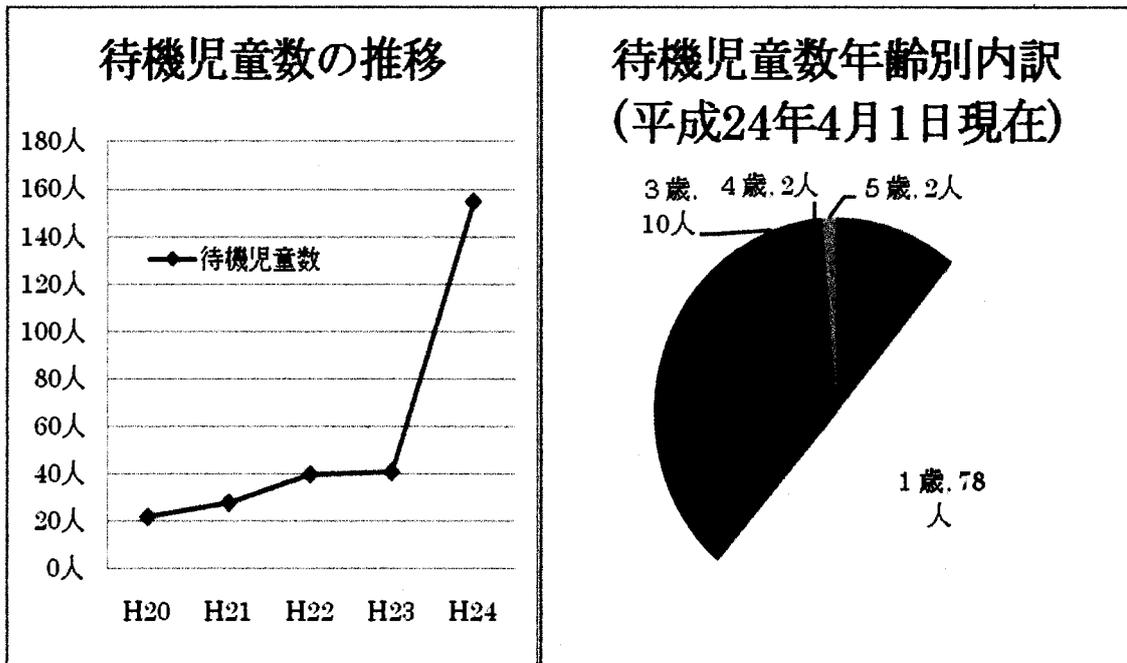
【表3】待機児童数の推移

(各年度4月1日現在)

| 年度 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|------|
| 平成20年度 | 1人 | 6人 | 6人 | 6人 | 3人 | 0人 | 22人 |
| 平成21年度 | 5人 | 10人 | 8人 | 5人 | 0人 | 0人 | 28人 |
| 平成22年度 | 2人 | 13人 | 14人 | 9人 | 1人 | 1人 | 40人 |
| 平成23年度 | 2人 | 23人 | 9人 | 5人 | 2人 | 0人 | 41人 |
| 平成24年度 | 17人 | 78人 | 46人 | 10人 | 2人 | 2人 | 155人 |

25

153人



3 これまでの取組みと課題

これまで静岡市では、保育所新園整備として、平成20年4月駿河区に1園(なかはら保育園)、平成21年4月駿河区に1園(ほのぼの保育園)を整備し、定員増を図りました。既存保育所においては、面積や人員配置の基準内において定員を超えた入所を実施し、低年齢児を中心に受入増を図りました。また、年度途中の待機児童対策として平成22年10月駿河区に待機児童園を新設し、待機児童の解消に努めてきました。

そして、平成23年策定のまちみがき戦略推進プランにおいて、「認証保育所制度導入」、「認可保育所の増築」、「待機児童園の整備」、「公立保育園の保育士確保」の事業実施を目標に掲げ、待機児童の解消を図ることとしました。

しかし、待機児童数は平成24年に前年の3倍以上へと急激に増加しました。

こうした状況を踏まえ、新たに新園等の整備を含めた保育所の定員確保のほか、グループ型小規模保育事業の導入など、ハード・ソフトの両面での総合的かつ緊急的な施策が必要であると考えます。

4 待機児童解消に向けた計画

(1) 認可保育所の定員増

認可保育所の増改築、新設により定員増を図ります。

民間が行う整備事業については、県の安心こども基金の保育所緊急整備事業を活用して補助金を交付します。

①増改築に伴う定員増

既存保育所の低年齢児の受入増を目的とした増改築を実施することにより、定員増を図ります。

・増改築計画

| 保育所名 | 公立 | | 私立 | |
|---------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 中村町保育園 (駿河区)増築 | 高松保育園 (駿河区)増築 | 日吉町保育園 (葵区)増築 | こぐま保育園 (葵区)建替 |
| 実施年度 | 平成25年度 | 平成25年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 定員数 | 変更前 | 190人 | 160人 | 90人 |
| | 変更後 | 210人 | 180人 | 100人 |
| | 増 | +20人 (3歳未満児) | +20人 (3歳未満児) | +10人 (3歳未満児) |
| 定員変更年月日 | H26.4.1 | H26.4.1 | H26.4.1 | H27.4.1 |

60

②新園、分園整備に伴う定員増

地域的に保育需要の多い地域に民間の新園・分園を整備し、定員増を図ります。

・新園、分園整備計画

| | 新園 | 分園 |
|----------|-----------|------------|
| 施設整備実施年度 | 平成26年度 | 平成26年度 |
| 整備数 | 2か所 | 1か所 |
| 開所予定年月日 | 平成27年4月1日 | 平成27年4月1日 |
| 定員 | 各60人 | 20人(3歳未満児) |

146

③大規模修繕に伴う定員増

既存民間保育所の低年齢児の受入増を目的とした大規模修繕を実施することにより、定員増を図ります。

・大規模修繕実施計画

| | |
|---------|-------------|
| 実施年度 | 平成26年度 |
| 整備数 | 1か所 |
| 定員増数 | +10人(3歳未満児) |
| 定員変更年月日 | 平成27年4月1日 |

10

(2) 待機児童園の整備に伴う受入増

年度途中の待機児童対策として、清水区、葵区へ待機児童園を整備し、年度途中の待機児童の受入増を図ります。

・待機児童園整備計画

| | 清水区 | 葵区 |
|----------|------------|------------|
| 施設整備実施年度 | 平成24~25年度 | 平成26年度 |
| 開所予定年月日 | 平成25年10月1日 | 平成27年4月1日 |
| 定員 | 48人(3歳未満児) | 48人(3歳未満児) |

96

(3) 認証保育所事業の実施

保育所の設置認可を受けていない認可外保育施設について、市が定めた基準を満たす施設を認証保育所として認証することにより、市民に良質な保育施設の選定の基準を提供し、多様な保育ニーズに対応することとします。

・認証保育所事業実施計画

| 募集年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 認証施設数 | 4か所 | 3か所 | 1か所 |
| 受入増加 見込人数※ | 24人 (3歳未満児) | 18人 (3歳未満児) | 6人 (3歳未満児) |
| 認証予定年月日 | 平成25年4月1日 | 平成26年4月1日 | 平成27年4月1日 |

48

※1施設6人程度の増を見込んでいます。

(4) グループ型小規模保育事業の実施

複数の家庭的保育者が同一の施設において少人数の乳幼児保育を行い、保育サービスの供給を増やして待機児童の解消を図ります。

・グループ型小規模保育事業計画

| | |
|-----------|------------|
| 事業者の選定年度 | 平成25年度 |
| 実施事業数 | 3か所×(9人) |
| 事業開始予定年月日 | 平成27年4月1日 |
| 定員 | 27人(3歳未満児) |

27

(5) 小規模修繕に伴う受入増

既存保育所の小規模修繕を実施することにより、定員増ではないが低年齢児の受入増を図ります。

・小規模修繕実施計画

| | |
|---------|-------------|
| 実施年度 | 平成25年度 |
| 実施事業数 | 1か所 |
| 受入増数 | +10人(3歳未満児) |
| 受入変更年月日 | 平成26年4月1日 |

10

391人

児童福祉法

第56条の8 保育の実施への需要が増大している市町村(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。)は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

2 特定市町村は、前項の計画(以下「市町村保育計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

4 特定市町村は、おおむね1年に1回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

5 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

児童福祉法施行規則

第40条 法第56条の8第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

1 前年度(法第56条の8第2項及び第5項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度)の4月1日において、保育所における保育を行うことの申込みを行つた保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないもの(次のいずれかに該当するものを除く。)の数が50人以上あること。

イ 家庭的保育事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童

ロ 保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所することができる児童

2 当該年度の4月1日において、当該年度前に定められた法第56条の8第2項の市町村保育計画の計画期間が終了していないこと。